

教職課程の履修等に関する規程(子ども運動教育学科)(平成29・30年度入学生用)「17・18番代」

第1条 (趣旨) 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

第2条 (免許状の取得資格、免許状の種類) 本学子ども運動教育学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、幼稚園教諭一種普通免許状を取得する資格を得ることができる。

第3条 (教育課程及び履修方法) 幼稚園教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表の定めるところによる。

第4条 (教育実習) 教育実習（事前事後指導を除く）は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者で、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習における教育実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習に必要な書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

第5条 (免許状の交付) 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

第6条 (その他) その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

第7条 (他規程の準用) 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程<子ども運動教育学科>」を準用する。

(附 則)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表（第3条「幼稚園教諭」関係）

教職免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
		学年	必修	選択		
① 教科に関する科目	(1)国語	子どもとことばⅠ	3	2	「音楽表現Ⅰ」、「絵画・造形表現Ⅰ」及び「運動・身体表現Ⅰ」から2科目4単位を含めて10単位以上選択必修	
		子どもとことばⅡ	3	2		
	(2)生活	子どもの生活Ⅰ	1	2		
		子どもの生活Ⅱ	1	2		
	(3)音楽	音楽表現Ⅰ	1	2		
		音楽表現Ⅱ	1	2		
	(4)図画工作	絵画・造形表現Ⅰ	2	2		
		絵画・造形表現Ⅱ	2	2		
	(5)体育	運動・身体表現Ⅰ	2	2		
		運動・身体表現Ⅱ	2	2		
② 教職に関する科目	これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準じる内容の科目					
	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論C	1	2	必修	
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論B 保育原理 子どもの心理学Ⅰ 子どもの心理学Ⅱ 教育の制度B 教育と社会	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	必修 必修 必修 必修 必修	「教育の制度B」及び「教育と社会」のうちから1科目以上選択必修
	(3)教育課程及び指導法に関する科目 18単位	保育課程論 保育内容総論 保育内容指導論 保育内容演習（健康） 保育内容演習（人間関係） 保育内容演習（環境） 保育内容演習（言葉） 保育内容演習（表現） 教育方法論B	2 3 3 3 3 3 3 3 3	2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修	
	(4)生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目 2単位	幼児理解の理論と方法 (教育相談、カウンセリング基礎を含む)	2	2	必修	
	(5)教育実習 5単位	幼稚園教育実習Ⅰ (事前・事後指導) 幼稚園教育実習Ⅱ	3・4 4	1 4	必修 必修	
	(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習（幼稚園）	4	2	必修	

教職免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目	備考			注
		授業科目名	履修年次及び単位数		
学年	必修	選択	※教育職員免許状取得のための履修科目的必修・選択区分		
③ 教科又は教職に関する科目	教職総合演習（幼稚園） 子どもとリズム表現 幼児体育指導論 幼児体育論 子どもと発育	3 3 2 2 1	2 1 2 2 2	必修 必修 必修 必修 必修	「教科又は教職に関する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、10単位以上修得 10単位

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
幼稚園教諭一種普通状免許	学士の学位を有すること	6単位	35単位	10単位	51単位

【特記】幼稚園教諭〈一種〉免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育2単位（専門基礎科目の「体育講義」〈1年／1単位〉、「子どもとあそび」〈1年／1単位〉、「トレーニングの基礎」〈1年／1単位〉）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「英語A」〈1年／2単位〉、「英語B」〈1年／2単位〉）
4. 情報機器の操作2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）